市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

三～五　（略）

（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の手続）

第六条の十六　（略）

2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を明らかにできるものに限る。）

三～六　（略）

3　（略）

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第六条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表（第一条関係） 一～四十五の七　（略） 四十五の八　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に係る申請等　同法第十六条第一項の認定の申請及び第二十一条第二項の報告 四十五の九～五十六　（略）	**別表**（第一条関係） 一～四十五の七　（略） 四十五の八　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に係る申請等　同法第十条第一項の認定の申請及び第十五条第二項の報告 四十五の九～五十六　（略）

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第七条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定求職者雇用開発助成金） **第百十条**　（略） 2～8　（略）	（特定求職者雇用開発助成金） **第百十条**　（略） 2～8　（略）